

第1回定例会議事日程（第5号）

- 第 1 議案第14号 いちき串木野市職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について
- 第 2 議案第15号 地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 第 3 議案第16号 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 第 4 議案第17号 いちき串木野市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 5 議案第18号 いちき串木野市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 6 議案第19号 いちき串木野市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 7 議案第20号 いちき串木野市重度心身障害者医療費助成金支給条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 8 議案第21号 いちき串木野市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 9 議案第22号 いちき串木野市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
- 第10 議案第23号 市道の認定について
- 第11 議案第24号 いちき串木野市漁港管理条例及びいちき串木野市串木野フィッシャリーナ浮き桟橋条例の一部を改正する条例の制定について
- 第12 議案第25号 いちき串木野市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 第13 議案第26号 いちき串木野市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 第14 予算議案第1号 令和6年度いちき串木野市一般会計予算
（動議） 予算議案第1号 令和6年度いちき串木野市一般会計予算に対する修正動議
- 第15 国特予算議案第1号 令和6年度いちき串木野市国民健康保険特別会計予算
- 第16 介特予算議案第1号 令和6年度いちき串木野市介護保険特別会計予算
- 第17 後特予算議案第1号 令和6年度いちき串木野市後期高齢者医療特別会計予算
- 第18 水道予算議案第1号 令和6年度いちき串木野市水道事業会計予算
- 第19 下水道予算議案第1号 令和6年度いちき串木野市下水道事業会計予算
- 第20 議案第27号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第21 議案第28号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第22 議案第29号 いちき串木野市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 第23 議案第30号 いちき串木野市議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について
- 第24 閉会中の継続審査について
- 第25 閉会中の継続調査について
- 第26 議員派遣について

本日の会議に付した事件
議事日程に同じ

本会議第5号（3月27日）（水曜）

出席議員 14名

1番	田畑和彦君	10番	濱田尚君
2番	西田憲智君	11番	東育代君
3番	高木章次君	12番	竹之内勉君
4番	江口祥子君	13番	下迫田良信君
6番	松崎幹夫君	14番	原口政敏君
8番	中村敏彦君	15番	福田清宏君
9番	大六野一美君	16番	中里純人君

欠席議員 2名

5番	吉留良三君	7番	田中和矢君
----	-------	----	-------

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局	長	石元謙吾君	主	査	神藺敦子君
補	佐	岩下敬史君	主	査	福谷和也君

説明のため出席した者の職氏名

市	長	中屋謙治君	財政課	長	立野美恵子君
副市	長	出水喜三彦君	市来支所	長	橋口昭彦君
教育	長	相良一洋君	教育総務課	長	吉永康彦君
総務課	長	岡田錦也君	消防	長	下池裕美君
企画政策課	長	山崎達治君			

令和6年3月27日午前10時00分開議

△開 議

○議長（中里純人君） おはようございます。これから本日の会議を開きます。

△報 告

○議長（中里純人君） まず、報告します。

監査委員から報告のあった令和5年度1月分の例月出納検査の結果及び監査報告第9号、10号をお手元に配付してあります。

また、教育委員会から報告のあった令和5年度教育委員会事務事業点検評価結果報告書についても、その写しをお手元に配付してあります。

△日程第1～日程第19

議案第14号～下水道予算議案第1号一括上程

○議長（中里純人君） それでは、日程第1、議案第14号から日程第19、下水道予算議案第1号までを一括して議題とします。

初めに、総務厚生委員長の報告を求めます。

[総務厚生副委員長西田憲智君登壇]

○総務厚生副委員長（西田憲智君） おはようございます。

本日、吉留委員長が欠席のため、副委員長であります、私、西田憲智が委員長報告をいたします。

私ども総務厚生委員会に付託されました案件は、単行議案9件、請願1件及び陳情1件の計11件であります。

去る3月7日に委員会を開催し、請願1件及び陳情1件を除き審査が終了しましたので、その審査経過の概要と結果について御報告申し上げます。

まず、議案第14号いちき串木野市職員の配偶者同行休業に関する条例の制定についてであります。

本案は、地方公務員法の規定に基づき、外国で勤務等をする配偶者と生活をともにすることを希望する職員の休業制度を導入するため、条例を制定しようとするものであります。

説明によりますと、この制度は、職員の配偶者が外国勤務等となり、職員が配偶者との同行を希望した場合、一定の期間、職員の身分を置いたまま休業できる制度で、休業の期間は3年を超えない範囲とし、範囲内であれば原則1回の延長を可能としている。なお、休業期間中は給与を支給せず、退職手当については勤続期間から除算される、とのことであり

ます。本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第15号地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてであります。

本案は、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、会計年度任用職員に対する勤勉手当を支給するため、関係条例を整備しようとするものであります。

説明によりますと、勤勉手当の支給率は、6月が0.4875月分、12月が同じく0.4875月分、年間0.975月分となる。支給対象者は、一般会計において、現時点で177人、影響額は年間約2,400万円、全会計では202人、約2,700万円となる、とのことであり

ます。本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第16号指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてであります。

本案は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が施行されることに伴い、関係条例を整備しようとするものであります。

説明によりますと、今回の改正は、指定地域密着型サービス事業所の16事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の10事業所並びに指定居宅介護支援事業所の地域包括支援センターを含む8事業所に係る改正となっているとのことであり

ます。改正内容については、書面掲示規制の見直し、管理者の兼務範囲の明確化、身体的拘束等の適正化の

推進の3項目の共通事項の改正がなされたものであります。

また、その他、多機能系サービスの改正として、管理者の兼務の1項目が、居住系サービス、施設系サービスの改正として、協力医療機関との連携体制の構築、新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携の2項目が、居宅介護支援、介護予防支援の改正として、介護予防支援の円滑な実施、指定居宅サービス事業所等との連携によるモニタリングの2項目が改正されたものであります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第17号いちき串木野市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令の施行に伴い、消防法に基づく危険物貯蔵所の設置許可申請に関する手数料の金額を改正しようとするものであります。

説明によりますと、本市にある地下備蓄基地は岩盤タンクであることから、今回の改正の影響は受けない、とのことであります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第18号いちき串木野市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、子ども医療費の課税世帯の助成対象者を18歳まで拡充するため、改正しようとするものであります。

説明によりますと、急速に少子化が進んでいる中で、子育て支援をより充実させ、子育てしたいまちづくりを進めるため、子ども医療費について、課税世帯の助成対象者をこれまでの15歳に達する日以後の最初の3月31日までのものであったものを、令和6年10月1日以降の診療分から、18歳に達する以後の最初の3月31日までのものに拡充する。施行日については、対象者拡充に伴うシステム変更作業及び制度の周知、新たな対象者に係る申請、受給者証発行事務等に時間を要することから、令和6年10月1日施行とする、とのことであります。

審査の中で、対象者は何名増えたのかと質したところ、今回の対象者拡充で約660名の増と見込んでいる、との答弁であります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第19号いちき串木野市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法令の施行に伴い、条文を整理しようとするものであります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第20号いちき串木野市重度心身障害者医療費助成金支給条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、鹿児島県が重度心身障害者に対する医療費助成金の支払い方法を、市の窓口での手続を不要とする自動償還払いへ見直すため、改正しようとするものであります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第21号いちき串木野市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、令和6年度から令和8年度までにおける介護保険料について、基準額を引き下げるとともに、負担段階を9段階から13段階へ細分化するため、改正しようとするものであります。

説明によりますと、今回の見直しは、介護保険制度の持続可能性を確保する観点から、今後の介護給付費の増加を見据え、第1号被保険者間で、標準段階の細分化や高所得者層の標準乗率の引き上げ及び低所得者の標準乗率の引下げを行うことで、所得再分配機能を強化し、低所得者の保険料上昇の抑制を図るものであります。

その方針に基づき保険料を改正しており、保険料の基準となる第5段階では、現在の7万7,800円から6万8,600円に、9,200円、11.8%の減額改正となる。また、本市の介護保険料は、県内19市中、低いほうから4番目になる見込み、とのことであります。

審査の中で、基準額を引き下げた理由について質したところ、今回引き下げることができた要因は、介護保険基金の取崩しである、との答弁であります。

また、新型コロナウイルス感染症の影響で基金が積み上がったのかと質したところ、新型コロナの影響で、第8期介護保険事業計画の実績額が計画よりも相当下回ったため基金を積むことができた、との答弁であります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第22号いちき串木野市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、消防団員等に対する補償基礎額を改正しようとするものであります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、総務厚生委員会に付託されました案件について、審査経過の概要と結果についての報告を終わります。

○議長（中里純人君） これから、総務厚生委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 質疑なしと認めます。

これより討論・採決に入ります。

まず、議案第14号いちき串木野市職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号地方自治法の一部改正に伴う関

係条例の整備に関する条例の制定について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号いちき串木野市手数料条例の一部を改正する条例の制定について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号いちき串木野市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号いちき串木野市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第20号いちき串木野市重度心身障害者医療費助成金支給条例の一部を改正する条例の制定について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第21号いちき串木野市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに御異議

ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第22号いちき串木野市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、産業教育委員長の報告を求めます。

〔産業教育委員長田畑和彦君登壇〕

○産業教育委員長（田畑和彦君） おはようございます。

私も産業教育委員会に付託されました案件は、単行議案4件であります。

去る3月8日に委員会を開催し、審査が終了しましたので、その審査経過の概要と結果について御報告申し上げます。

まず、議案第23号市道の認定についてであります。

本案は、照島地区に新設した栗屋田1号線、延長97.8メートル、幅員5メートルを市道認定するため、道路法第80条第2項及び第10条第3項の規定により、議会の議決を求められたものであります。

審査の中で、供用開始時期について質したところ、道路の舗装、区画線等の工事は終わっているが、交通安全施設を準備している状況である。全ての工事が完了し検査が済み次第、速やかに供用開始できるよう準備している、との答弁であります。

また、用地買収について、道路敷地分のみ買収しているのかと質したところ、道路敷地以外の残地も一部買収している部分がある、との答弁であります。

委員から、厳しい財政状況の中で土地を買収していることを踏まえ、道路敷地の残地を有効活用する

ことも考えながら事業を進めるべき、との意見が述べられたのであります。

本案は、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第24号いちき串木野市漁港管理条例及びいちき串木野市串木野フィッシャリーナ浮き桟橋条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律の施行に伴い、条文を整理しようとするものであります。

説明によりますと、法律名が変わったことにより、条文中の「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改正しようとするもので、施行日は令和6年4月1日である、とのことであります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第25号いちき串木野市営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、森木住宅1棟3戸を用途廃止するため、改正しようとするものであります。

説明によりますと、昨年12月までに、森木住宅3棟のうち1棟3戸が全て空き室になったことから、用途廃止し、管理棟数を2棟、戸数を8戸へ改正するとのことであります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第26号いちき串木野市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、条文を整理しようとするものであります。

説明によりますと、生活衛生等関係行政の機能強化を図るため水道法が改正され、設備、水道認可等が厚生労働省から国土交通省へ移管されることに伴い、条文中の「厚生労働省令」を「国土交通省令」へ改正する。移管に伴い、水道を公共土木施設災害復旧事業の対象施設に加えることになる、とのことあります。

審査の中で、厚生労働省から、国土交通省へ移管

されることで行政の機能強化を図ることになるのかと質したところ、昨今の災害を受け、水道施設関係も重要なインフラと位置づけられ、整備することになる、との答弁であります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、産業教育委員会に付託されました案件について、審査経過の概要と結果についての報告を終わります。

○議長（中里純人君） これから、産業教育委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 質疑なしと認めます。

これから討論・採決に入ります。

まず、議案第23号市道の認定について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は可決されました。

次に、議案第24号いちき串木野市漁港管理条例及びいちき串木野市串木野フィッシャリーナ浮き桟橋条例の一部を改正する条例の制定について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第25号いちき串木野市営住宅条例の一

部を改正する条例の制定について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第26号いちき串木野市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、予算審査特別委員長の報告を求めます。

〔予算審査特別委員長松崎幹夫君登壇〕

○予算審査特別委員長（松崎幹夫君） おはようございます。

私ども予算審査特別委員会に付託された案件は、一般会計予算議案1件及び特別会計予算議案3件並びに企業会計予算議案2件の計6件であります。

去る3月6日、議長を除く議員全員による予算審査特別委員会を設置し、3月13日から15日の3日間にわたり委員会を開催し、審査が終了しましたので、その審査経過の概要と結果について、審査の中での主なる意見等を中心に御報告申し上げます。

なお、審査に先立ち、現地調査を実施したところであります。

最初に、予算議案第1号令和6年度いちき串木野市一般会計予算についてであります。

第1条で歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ

174億5,300万円とするものであります。これは、前年度当初予算と比較すると、7億1,100万円、約4.2%の増となります。

第2条で継続費、第3条で債務負担行為の事項、期間及び限度額、第4条で地方債の起債の目的及び限度額等、第5条で一時借入金の最高額、第6条で歳出予算の流用の範囲を定めようとするものであります。

令和6年度当初予算は、「学校給食費」「子ども医療費」「保育料」の三つの無償化や定住促進補助金など、人口減少、少子化対策への取組を強化するほか、防災行政無線施設整備事業及びパークゴルフ場リニューアル事業など、市民が安心して暮らせるまちづくりの推進やまちの魅力づくりに向けた事業及び施策が盛り込まれております。

歳入においては、地方交付税は地方財政計画に基づき増収を見込んでいるものの、市税及び地方消費税交付金、実質的な地方交付税と言われる臨時財政対策債についても減額が見込まれ、歳出においては、人件費や扶助費が増加する中、防災行政無線施設整備事業等により普通建設事業費が大幅に増加するため、緊急防災・減災事業債等の市債を発行するとともに、財政調整基金から繰入を行い、予算が編成されております。

それでは、まず、歳入の主なるものについて申し上げます。

1款市税28億66万3,000円は、前年度に対し1億3,562万円、4.6%の減であります。減の主なる要因は、市民税における個人市民税の定額減税であります。

次に、2款地方譲与税であります。地方揮発油譲与税は、前年度比29万6,000円の減、自動車重量譲与税は46万6,000円の増であります。

森林環境譲与税は、前年度比416万4,000円増の1,716万9,000円の計上であります。

7款地方消費税交付金は、前年度比2,170万7,000円減の7億2,681万2,000円の計上であります。

10款地方交付税は、前年度比5,000万円増の50億5,000万円の計上で、内訳は、普通交付税が44億5,000万円、特別交付税が6億円であります。

なお、普通交付税に臨時財政対策債2,323万1,000円を加えた額は44億7,323万1,000円で、前年度比1,278万3,000円の増を見込んでいるとのことであり
ます。

17款寄附金のふるさと納税寄附金は、前年度と同額の20億円の計上であります。

18款繰入金は15億2,005万8,000円で、前年度比7,419万6,000円の増であります。増の主なるものとして、ふるさと寄附金基金繰入金3,917万円の増は、主に産業振興、地域活性化の関係経費に充当するためのものであります。

そのほか、財政調整基金について、前年度比1,000万円増の2億9,000万円を繰入れ、予算が編成されております。

令和6年度末基金残高見込みは、財政調整基金が14億7,148万6,000円、市債管理基金が22億8,610万7,000円、その他特定目的基金を含めた合計では70億6,507万3,000円となり、令和5年度末と比較して4億9,543万6,000円の減となる見通しとのこと
であります。

21款市債12億7,983万1,000円は、前年度比6億3,208万3,000円の増であります。増の主なる要因としては、ごみ処理施設整備事業1億2,000万円、消防防災情報通信施設整備事業2億7,440万円、いちきアクアホール空調等改修の文化施設整備事業1億8,450万円、学校給食費無償化事業3,880万円の計上によるものであります。

令和6年度末の市債残高は、令和5年度末残高見込みに比べ6億7,996万8,000円減の159億2,975万2,000円、交付税措置率を60.9%と見込んでいる
とのことあります。

次に、歳出の主なるものについて申し上げます。

まず、2款総務費についてであります。書かない窓口システム導入事業をはじめとする住民の利便性向上に向けた事業や地方公共団体情報システム標準化・共通化事業、空き家利用促進補助金などの新規事業のほか、転出抑制・移住促進を図る定住促進補助金などが計上されて
おります。

審査の中で、地域おこし協力隊インターン事業については、本市に愛着を持って活動していただき、

定着していただくためにも、現役の協力隊だけでなく、行政も一緒になった協力体制が必要ではないかと質したところ、地域おこし協力隊のミスマッチを防ぎ、採用後は円滑に活動できるよう、インターンの方が現役隊員と一緒に活動することで、採用後の活動をイメージできるようにしたい。また、卒隊後の定着・定住に向けて、公私両面で支援していくこととし、業務外においても地域の方々と深く関わりを持たせるとともに、本人のスキルなどを起業・就業に生かせるよう、裁量を持たせながらサポートしていきたい、との答弁であります。

また、審査の中で、ウェブプロモーション推進に当たっては、移住促進サイトと連携することに加えて、本市ホームページにも反映させて、令和5年度から取り組んでいる子育てのまち等を広くPRすべきではないかと質したところ、ホームページには、移住・定住の施策や子育て支援等を掲載するとともに、今回作成する移住・定住の専用ウェブサイトにもリンクさせて、連携して情報発信に努めていきたい、との答弁であります。

次に、3款民生費についてであります。

新規事業として、保育士等就職支援事業、子どもの居場所づくり推進事業などが、既存事業として、建築後28年経過した経過し老朽化した串木野高齢者福祉センターの改修事業などが計上されて
おります。

審査の中で、子どもの居場所づくり推進事業について、運営費用がかさんでいる施設もあるようだが、さらに取組内容を考慮した補助が必要なのではないかと質したところ、不登校の子どもや支援センターにも行けない子どもたちが社会とつながる場を広げていきたいという思いから、今回この事業を創設した。まずはこの事業をきっかけとして関係者との情報共有を図り、課題等を把握しながら今後の展開に努めたい、との答弁
であります。

次に、4款衛生費についてであります。

新規事業として、地域猫活動推進事業や高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業など、既存事業として、拡充された子どもの医療費助成事業や、不妊治療助成事業などが計上されて
おります。

審査の中で、木原墓地について、墓地使用検討事

業で行うアンケートでは、今後の墓地の在り方を市の方向性を示して調査を行うのかと質したところ、アンケートでは、現在の使用状況や将来的にお墓を継承する方の有無についての項目に加えて、合葬墓の必要性なども伺うこととし、今後の整備方針の検討材料にしたい、との答弁であります。

次に、6款農林水産業費についてであります。

有害鳥獣捕獲事業補助金や沿岸漁業活性化推進事業補助金などが、事業内容を拡充して計上されております。

審査の中で、サルなどの有害鳥獣による農作物被害が深刻化しているが、猟友会は、サルは撃ちたくないとのことで一向に解決しない。何らかの対策が必要ではないかと質したところ、銃を使用した駆除については、引き続き猟友会の協力を得て実施したい。また、令和6年度は、農政課の職員2名が狩猟免許を取得することとしており、被害の通報があれば駆けつけるなどの初動対応に努めていきたい、との答弁であります。

次に、7款商工費についてであります。

企業の誘致促進及び育成補助金、海外販路開拓支援事業のほか、新規事業として、薩摩藩英国留学生記念館開館10周年を記念したセレモニー旅立ちの地エッセイコンテスト実施事業や沖ノ浜エリア活用検討事業などが計上されております。

審査の中で、洋上風力発電調査研究事業等については、委託先を市内事業所として、市内で経済を循環させて、市役所内に情報やノウハウを蓄積させるべきではないかと質したところ、委託に当たってはプロポーザル方式により業者選定をしているが、残念ながら本市には専門事業者がない。市としては、様々な事業の調査研究に関わる中で、情報や知識を蓄積させていきたい、との答弁であります。

次に、8款土木費についてであります。

文京町団地屋根外壁等改修事業や緊急浚渫推進事業のほか、道路新設改良事業や住宅リフォーム事業補助金、また、新規事業として、長崎鼻公園再整備事業や公的ストック有効活用事業が計上されております。

審査の中で、長崎鼻公園再整備事業の事業区域に、

ソフトボール場を含めないといけない理由が何なのかと質したところ、サウンディング市場調査等の結果を踏まえ、事業区域を3.5ヘクタールとして、子育て世帯がより利用しやすい施設とするとともに、できるだけ維持管理費を抑えるよう計画している。事業実施に当たっては、民間事業者が持つアイデアやノウハウを活用して、公園の魅力向上や利便性の向上に努め、収益施設の市場性を高めるために、PPP手法により施設整備を進めたい。また、エリアマネジメント推進業務を併せて発注することで、基本設計の段階から開園後の運営まで、利用者の意見を反映しながら、長崎鼻公園周辺一帯の魅力を創造できるよう整備していきたい。なお、現在、長崎鼻公園ソフトボール場を利用されている方々については、代替移設を提案し、行政事業実施に理解いただくよう努めている、との答弁であります。

次に、9款消防費についてであります。

防災行政無線施設整備事業のほか、新規事業として、内水氾濫監視警報システム整備事業や3者間同時通訳システム導入事業などが計上されております。

次に、10款教育費についてであります。

パークゴルフ場リニューアル事業やいちきアクアホール空調改修事業のほか、新規事業として、学校給食費無償化事業、学校再編に係る中学校施設改修事業、薩摩スチューデント奨学プログラム事業などが計上されております。

委員の中から、現在、中学校再編に向けて検討が進められているが、行政側の説明と保護者や地域の方々の理解が乖離しているのではないかと。今後、開校準備委員会での協議に当たっては、委員の方々の個人的な主観のみで進めることなく、行政や保護者、地域が、考え方を共有した中で進めていくよう努めてほしい旨の意見が述べられたのであります。

次に、12款公債費の20億3,458万8,000円は、前年度と比較して6,381万1,000円の減であります。

以上が歳入歳出の主なものであります。

なお、本案については、委員から修正案が提出されております。

修正案は、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ174億5,300万円から174億2,870万円に修正する

もので、歳入の18款繰入金のふるさと寄附金基金繰入金9億448万1,000円を8億8,018万1,000円に、歳出の8款土木費の公園事業費6,391万8,000円を3,961万8,000円とするものであります。

内容は、長崎鼻公園再整備事業に係る調査研究委託料2,068万円及びエリアマネジメント業務委託料362万円をともに0円とするもので、事業区域内に含まれている長崎鼻公園ソフトボール場は、青少年の健全育成や高齢者の健康維持と親睦を深める場として、年間1万人以上の方に利用されていることから、当該事業については、事業区域からソフトボール場を除いて再度提案されるべき旨の意見が述べられたのであります。

修正案については、採決の結果、賛成少数で否決すべきものと決し、原案については、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、国特予算議案第1号令和6年度いちき串木野市国民健康保険特別会計予算についてであります。

本案は、第1条で歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ38億2,182万9,000円と定めるほか、第2条で一時借入金の最高額、第3条で歳出予算の流用の範囲を定めようとするものであります。

説明によりますと、歳入においては、国民健康保険税のほか、県支出金及び繰入金が主なるものであります。歳出においては、保険給付費のほか、国民健康保険事業費納付金が主なるものであります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、介特予算議案第1号令和6年度いちき串木野市介護保険特別会計予算についてであります。

本案は、第1条で歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ38億2,596万9,000円と定めるほか、第2条で一時借入金の最高額、第3条で歳出予算の流用の範囲を定めようとするものであります。

説明によりますと、歳入においては、保険料のほか、国庫支出金及び支払基金交付金や繰入金が主なるものであります。歳出においては、保険給付費のほか、地域支援事業費が主なるものであります。

また、令和6年度から3年間は、第9期介護保険

事業計画の期間となり、給付事業等に実績を踏まえ、保険料の見直しを行っている、とのことであります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、後特予算議案第1号令和6年度いちき串木野市後期高齢者医療特別会計予算についてであります。

本案は、第1条で歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ5億7,423万8,000円と定めようとするものであります。

説明によりますと、歳入においては後期高齢者医療保険料のほか、保険基盤安定繰入金が主なるものであります。歳出においては、後期高齢者医療広域連合納付金が主なるものであります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、水道予算議案第1号令和6年度いちき串木野市水道事業会計予算についてであります。

令和6年度業務予定量は、給水戸数1万2,570戸、年間総給水量388万8,000立方メートルであります。

まず、収益的収支の収入の主なるものは、水道料金5億7,777万円及び加入金、基本料金免除に対する一般会計からの補助金を含むほか、他会計補助金6,079万9,000円であります。

次に、収益的収支の支出の主なるものは、減価償却費2億9,124万1,000円のほか、上水道施設維持点検業務委託料、水質検査手数料、水道メーター取替や水道施設の修繕、漏水修理等であります。

次に、資本的収支の収入の主なるものは、水道事業建設企業債2億300万円のほか、他会計出資金であります。

次に、資本的収支の支出の主なるものは、管路耐震化等事業3億968万8,000円のほか、企業債償還元金などあります。

審査の中で、能登半島地震で水道に甚大な被害が出ている。本市水道の地震対策について質したところ、水道管の耐震化を進めるため、老朽管の布設替えを行っている。今後は、水道施設等の長寿命化計画を策定し、耐震化を進める予定である、との答弁であります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、下水道予算議案第1号令和6年度いちき串木野市下水道事業会計予算についてであります。

令和6年度業務予定量は、排水件数5,134件、年間総処理量166万5,962立方メートルであります。

西薩中核工業団地のプリマハム新工場による影響もあり、前年度と比較して5万7,186立方メートルの増が見込まれております。

まず、収益的収支の収入の主なるものは、下水道使用料2億3,894万円のほか、他会計負担金、補助金などであります。

次に、収益的収支の支出の主なるものは、減価償却費2億6,347万6,000円のほか、処理場費などあります。

次に、資本的収支の収入の主なるものは、下水道事業建設事業債6,780万円及び他会計出資金であります。

次に、資本的収支の支出の主なるものは、処理場建設改良費9,358万円及び企業債償還元金であります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、予算審査特別委員会に付託されました案件について、審査経過の概要と結果についての報告を終わります。

○議長（中里純人君） これから、予算審査特別委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 質疑なしと認めます。

ここで暫時休憩といたします。

休憩 午前10時52分

再開 午前10時53分

○議長（中里純人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま議題となっている予算議案第1号令和6年度いちき串木野市一般会計予算に対して、福田清宏議員、原口政敏議員から、お手元に配付しました

修正の動議が提出されております。

したがって、これを本案と併せて議題とし、修正案提出者の説明を求めます。

〔15番福田清宏君登壇〕

○15番（福田清宏君） 予算議案第1号令和6年度いちき串木野市一般会計予算に対する修正動議を、地方自治法第115条の3及び会議規則第17条の規定により、別紙の修正案を添えて提出いたしましたので、その提案理由について説明を申し上げます。

長崎鼻公園ソフトボール場は、開設以来、青少年の健全育成や高齢者の健康維持と親睦を深める場として、年間1万人以上の利用者がおります。

今回の長崎鼻公園再整備事業の区域に、長崎鼻公園ソフトボール場が含まれて、廃止・解体され、芝生の広場と駐車場になるとのことです。

長崎鼻公園再整備事業に係る事業費は6億6,000万円と試算されており、少子化で年間の出生数が100人を下回ることを心配している現状にあって、この事業費に係る交付金等を差し引いても、多額の借入金の残高を少人数となる孫子の代まで背負わせることは避けなければなりません。

いちき串木野市においては、令和5年度から着手した人口減少・少子化緊急対策としての、「学校給食費・子ども医療費・保育料の無償化」と、移住・定住促進対策としての「定住促進補助金・空き家利用促進補助金」の充実に力を注ぎ、今はこの財源確保に専念しながら、重点施策として推進していかねなければならないときであります。

串木野漁港外港北側の一角に、少しばかりの遊具が設置してある「かもめ公園」があります。狭いながらも、子どもたちや幼児と一緒に保護者の利用が多くあります。「かもめ公園」には東屋があり、水飲み場やトイレに加えてソフトボール場があることでの相乗効果もあって、利用者が多いと思われます。

長崎鼻公園再整備事業の区域から長崎鼻公園ソフトボール場を外し、長崎鼻海浜児童センター跡地に、全天候型の建屋と遊具と少しの芝生の広場ができれば、利用者は大変喜んでくれると思います。

今回の長崎鼻公園再整備事業の区域から長崎鼻公園ソフトボール場を外し、長崎鼻公園再整備計画が

再度提案されることを願うものであります。

以上の理由により、予算議案第1号令和6年度いちき串木野市一般会計予算に対する修正動議を提出するものであります。

議員各位におかれましては、本趣旨を御理解いただき、御賛同を賜りますように、よろしくお願い申し上げます。

○議長（中里純人君） これから、ただいまの修正案についての質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 質疑なしと認め、これで質疑を終結します。

これより、討論・採決に入ります。

予算議案第1号令和6年度いちき串木野市一般会計については、修正案が提出されておりますので、原案及び修正案について、一括して討論を行います。

予算議案第1号令和6年度いちき串木野市一般会計予算及び修正案について討論はありませんか。

○3番（高木章次君） 賛成したいんですけど。

〔3番高木章次君登壇〕

○3番（高木章次君） 修正案に賛成します。

賛成する理由は、今の公園ですけれども、整備がされていないんです。松の木が非常に背が高くなり、なかなか日が差さないような暗い状態になっています。また、遊具についても、きれいに維持されていないんです。ちゃんと、公園を管理すれば、だいぶ違うのではないかなと思っています。

何回も言っているんですけども、非常に利用者が少ないんです。やはりあそこに……。あの場所というのは非常に面積が狭いわけです。ですから、過大なる期待をあの公園に対して持つこと自体が、あり得ないのではないかなと。

ソフトボールで、今、使用されているあの場所を使わなければ、人が多く来ないのではないかなという考えなんでしょうけれども、あその場所を含めても、極めて狭いと思います。

多額の金を使って、あそこを整備して、ではどれぐらいの子どもたちが来るのかということについては極めて疑問で、どういう試算をされたのか、説明

がありません。

そもそも、子どもたちが少ない。これからさらに少なくなっていく。そのような状態で、さらに狭い面積の場所で、多額の金を使って、一体誰が利用するのかと。

改めて、現実的なプランを考えるべきではないかなと思います。

1万人を超える人たちが、ソフトボール場を利用されているわけです。本市は雨が多いんですから、具体的な利用状況を把握していませんが、雨が年間3分の1ぐらい降るとして、1日50人ぐらいの人が利用しているのではないかなと思うんです。

現状、いったい、あの公園、50人利用されればだいぶ違うと思うんですけども、1日数人ではないかなという気もしているんです。

まずは、あそこをきちんと管理してみると思っています。なので、修正案については大賛成です。

ちょっと突然ですが、以上。

○議長（中里純人君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 討論なしと認め、採決します。

まず、修正案について、起立により採決します。

修正案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中里純人君） 起立少数であります。

したがって、修正案は否決されました。

次に、原案について、起立により採決します。

原案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中里純人君） 起立多数であります。

したがって、予算議案第1号令和6年度いちき串木野市一般会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、国特予算議案第1号令和6年度いちき串木野市国民健康保険特別会計予算について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。
本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。
次に、介特予算議案第1号令和6年度いちき串木野市介護保険特別会計予算について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。
本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。
次に、後特予算議案第1号令和6年度いちき串木野市後期高齢者医療特別会計予算について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。
本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。
次に、水道予算議案第1号令和6年度いちき串木野市水道事業会計予算について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。
本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。
次に、下水道予算議案第1号令和6年度いちき串木野市下水道事業会計予算について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。
本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第20～日程第21

議案第27号～議案第28号一括上程

○議長（中里純人君） 次に、日程第20、議案第27号及び日程第21、議案第28号について一括して議題とします。

市長に提案理由の説明を求めます。

〔市長中屋謙治君登壇〕

○市長（中屋謙治君） 本日、新たに提案いたしました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案第27号及び議案第28号人権擁護委員候補者の推薦についてであります。

本市の人権擁護委員である藤田裕子氏及び濱田米夫氏が令和6年6月30日をもって任期満了となるため、藤田裕子氏については引き続き推薦し、濱田米夫氏については後任として新たに前田伸一氏を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

両氏の履歴概要は別紙のとおりでありまして、人格、識見ともに優れ、適任と認め、推薦しようとするものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしく御審議の上、議決していただきますようお願い申し上げます。

○議長（中里純人君） これより質疑に入ります。

まず、議案第27号人権擁護委員候補者の推薦につ

いて質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第28号人権擁護委員候補者の推薦について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 質疑なしと認め、これで質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっている議案第27号及び議案第28号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第27号及び議案第28号については、委員会への付託を省略することに決定しました。

これから、討論・採決に入ります。

まず、議案第27号人権擁護委員候補者の推薦について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 討論なしと認め、採決します。

本案の採決は無記名投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（中里純人君） ただいまの出席議員は13人です。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○議長（中里純人君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱確認〕

○議長（中里純人君） 異状なしと認めます。

念のために申し上げます。

本案に賛成の議員は「賛成」と、反対の議員は「反対」と記載してください。

投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第73条第2項の規定により否とみなします。

記載所を設けてありますので、点呼に応じて投票用紙に記載し、順次投票をお願いします。

点呼を命じます。

〔局長補佐氏名を点呼・各議員投票〕

1番 田 畑 和 彦 議員

2番 西 田 憲 智 議員

3番 高 木 章 次 議員

4番 江 口 祥 子 議員

6番 松 崎 幹 夫 議員

8番 中 村 敏 彦 議員

9番 大六野 一 美 議員

10番 濱 田 尚 議員

11番 東 育 代 議員

12番 竹之内 勉 議員

13番 下迫田 良 信 議員

14番 原 口 政 敏 議員

15番 福 田 清 宏 議員

○議長（中里純人君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（中里純人君） 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に松崎幹夫議員、中村敏彦議員を指名します。

両議員の立会いを願います。

〔開票・点検〕

○議長（中里純人君） 投票の結果を報告します。

投票総数13票。

これは、先ほどの出席議員数に符合しています。

そのうち、賛成 12票

反対 1票です。

以上のおり賛成多数であります。

したがって、本案は同意することに決定しました。

次に、議案第28号人権擁護委員候補者の推薦について討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中里純人君） 討論なしと認め、採決します。

本案の採決は無記名投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

[議場閉鎖]

○議長（中里純人君） ただいまの出席議員は13人です。

投票用紙を配付させます。

[投票用紙配付]

○議長（中里純人君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中里純人君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

[投票箱確認]

○議長（中里純人君） 異状なしと認めます。

念のために申し上げます。

本案に賛成の議員は「賛成」と、反対の議員は「反対」と記載してください。

投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第73条第2項の規定により否とみなします。

記載所を設けてありますので、点呼に応じて投票用紙に記載し、順次投票願います。

点呼を命じます。

[局長補佐氏名を点呼・各議員投票]

- | | | |
|-----|---------|----|
| 1番 | 田 畑 和 彦 | 議員 |
| 2番 | 西 田 憲 智 | 議員 |
| 3番 | 高 木 章 次 | 議員 |
| 4番 | 江 口 祥 子 | 議員 |
| 6番 | 松 崎 幹 夫 | 議員 |
| 8番 | 中 村 敏 彦 | 議員 |
| 9番 | 大六野 一 美 | 議員 |
| 10番 | 濱 田 尚 | 議員 |
| 11番 | 東 育 代 | 議員 |
| 12番 | 竹之内 勉 | 議員 |
| 13番 | 下迫田 良 信 | 議員 |
| 14番 | 原 口 政 敏 | 議員 |
| 15番 | 福 田 清 宏 | 議員 |

○議長（中里純人君） 投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中里純人君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

○議長（中里純人君） 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に大六野一美議員、東育代議員を指名します。

両議員の立会いを願います。

[開票・点検]

○議長（中里純人君） 投票の結果を報告します。

投票総数13票。

これは、先ほどの出席議員数に符合しています。

そのうち、賛成 12票

反対 1票です。

以上のとおり賛成多数であります。

したがって、本案は同意することに決定しました。

△日程第22～日程第23

議案第29号～予算議案第30号一
括上程

○議長（中里純人君） 次に、日程第22、議案第29号及び日程第23、議案第30号について一括して議題とします。

議会運営委員長に趣旨説明を求めます。

[議会運営委員長原口政敏君登壇]

○議会運営委員長（原口政敏君） ただいま議題とされました案件について、趣旨説明を申し上げます。

初めに、議案第29号いちき串木野市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、いちき串木野市行政組織条例の一部を改正する条例が議決されたことに伴い、総務厚生委員会及び産業教育委員会の所管について改正しようとするものであります。

次に、議案第30号いちき串木野市議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定についてであります。

本案は、いちき串木野市議会議員が、いちき串木野市に対し請負をするもの、またはその支配人であ

る場合における請負状況を公表すること等により、請負状況の透明性を確保し、もって議会の運営の公正及び事務の適正を図るものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中里純人君） これから質疑に入ります。

まず、議案第29号いちき申木野市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第30号いちき申木野市議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 質疑なしと認め、これで質疑を終結します。

これから討論・採決に入ります。

まず、議案第29号いちき申木野市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 討論なしと認め、採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第30号いちき申木野市議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 討論なしと認め、採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第24 閉会中の継続審査について

○議長（中里純人君） 次に、日程第24、閉会中の継続審査についてを議題とします。

お手元に配付した申出書のとおり、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。

申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 異議なしと認めます。

したがって、申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定しました。

△日程第25 閉会中の継続調査について

○議長（中里純人君） 次に、日程第25、閉会中の継続調査についてを議題とします。

お手元に配付した申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 異議なしと認めます。

したがって、申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定しました。

△日程第26 議員派遣について

○議長（中里純人君） 次に、日程第26、議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。

お手元に配付したとおり、議員派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣することに決定しました。

以上で本日の日程は終了しました。

△市長挨拶

○議長（中里純人君） この際、市長から発言の申

出がありますので、これを許可します。

[市長中屋謙治君登壇]

○市長（中屋謙治君） 3月議会閉会に当たり、御挨拶を申し上げます。

去る2月20日に開会されました令和6年第1回市議会定例会が、本日をもって最終日を迎えることとなりました。

今議会に提案いたしました全ての議案につきまして、慎重に審議の上、議決していただき、誠にありがとうございました。

本会議並びに委員会において賜りました御意見等につきましては、今後の市政執行の中で十分配慮し、誠実に対処してまいる所存であります。

さて、令和6年度当初予算等の議決をいただき、いよいよ新年度が始動することとなります。

施政方針でも述べましたように、本市は全国平均を上回るスピードで人口減少、少子化が進行しており、学校統廃合や地域コミュニティの維持など、様々な課題に直面いたしております。

このため、令和6年度も引き続き、人口減少・少子化対策を最重要課題と位置づけ、子育て世代の経済的負担軽減を図るため、保育料の完全無償化に加えて、新たに、子ども医療費の無償化、学校給食費の無償化の三つの無償化に取り組みます。

さらに、若者や子育て世代を中心に、市外への転出抑制を図るとともに、外部からの移住・定住促進を図るため、住宅取得に係る支援策を創設いたします。

来年、本市は市制20周年を迎えます。人口減少とともに、都市間競争も激しさを増してくる中で、本市が選ばれるまちになるためには、まちの魅力づくりが欠かせず、10年後、20年後を見据えた新たな視点で、まちの強み・特色を最大限生かしていくことが重要であると考えております。

我がまちへの誇りと愛着を育むとともに、安心して生活ができるよう、スピード感を持って諸施策に取り組んでまいります。

議員各位の大所高所からの御指導・御助言と、市民皆様方の御理解・御協力をお願い申し上げ、挨拶といたします。

△閉 会

○議長（中里純人君） これで、令和6年第1回いちき串木野市議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前11時35分

閉会中の継続審査申出書

本委員会は、審査中の事件について、次により閉会中もなお継続審査すべきものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

- 1、件名 請願第1号 川内原発20年延長に関する請願
陳情第1号 川内原発20年延長に関する陳情
- 2、理由 さらに十分審査のため

令和6年3月27日

総務厚生委員会
委員長 吉留良三

いちき串木野市議会
議長 中里純人様

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

- 事 件
1. 人口減少対策について
 2. 防災対策（原発を含む）について
 3. 行財政改革について
 4. 生活環境について
 5. 住民福祉について
 6. 健康増進について

令和6年3月27日

総務厚生委員会
委員長 吉留良三

いちき串木野市議会
議長 中里純人様

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

- 事 件
1. 農林水産業の振興について
 2. 商工・交通運輸について
 3. 食のまちづくり・観光振興について
 4. 社会基盤の整備について
 5. 教育問題について
 6. スポーツ・文化の振興について
 7. 新エネルギー施策の推進について
 8. 企業誘致について

令和6年3月27日

産業教育委員会
委員長 田 畑 和 彦

いちき串木野市議会
議長 中 里 純 人 様

議員派遣について

地方自治法第100条第13項及び会議規則第167条の規定により、次のとおり議員を派遣する。

記

1. 議員研修会
 - (1) 派遣目的 議員の政策形成等の能力向上に資するため
 - (2) 派遣場所 市内（いちき串木野市役所串木野庁舎）
 - (3) 派遣期間 令和6年4月18日
 - (4) 派遣議員 全議員

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する

いちき串木野市議会議長

いちき串木野市議会議員

いちき串木野市議会議員